

○防府市公共下水道区域外流入受益者分担金に関する条例施行規程

平成二十八年三月三十一日

上下水道局規程第九号

改正 令和二年三月二六日上下水道局規程第三号

(趣旨)

第一条 この規程は、防府市公共下水道区域外流入受益者分担金に関する条例（平成二十八年防府市条例第二十四号。以下「条例」という。）第九条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第二条 条例第三条の規定により区域外流入の許可を受けようとする受益者は、物件設置（変更）許可申請書（防府市下水道条例施行規程（平成二十三年防府市水道局規程第三号）第二十四号様式）、公共下水道事業計画区域外流入許可申請書（第一号様式）その他の上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が必要と認める書類に関係図書を添付して管理者に提出しなければならない。

(令二上下水道局規程三・一部改正)

(許可書の交付)

第三条 管理者は、条例第三条の規定により区域外流入を許可するときは、物件設置（変更）許可書（防府市下水道条例施行規程第二十五号様式）及び公共下水道事業計画区域外流入許可書（第二号様式）を申請者に交付する。

(令二上下水道局規程三・一部改正)

(工事の費用負担)

第四条 区域外流入に係る排水設備等の工事（以下「工事」という。）に要する費用は、受益者の負担とする。

(工事の着手届等)

第五条 受益者は、工事に着手しようとするときは、公共下水道取付管工事着手届（第三号様式）その他の管理者が必要と認める書類に関係図書を添付して管理者に提出しなければならない。

2 工事は、防府市排水設備指定工事店規程（平成二十三年防府市水道局規程第四

号)に規定する指定工事店でなければ、行ってはならない。ただし、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)に規定する開発行為に伴う工事については、この限りでない。

(令二上下水道局規程三・一部改正)

(工事の検査)

第六条 受益者は、工事を完了したときは、公共下水道取付管工事完了届(第四号様式)及び公共下水道取付管設置届(第五号様式)(以下「設置届」という。)を管理者に提出し、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、検査を受けなければならない。

2 前項の検査に合格したときは、管理者は、受益者に検査済証を交付する。

(令二上下水道局規程三・一部改正)

(維持管理に関する指示等)

第七条 受益者は、区域外流入をするに当たっては、その排水設備等を適切に管理し、及び使用しなければならない。ただし、排水設備等のうち、市道に係る部分の排水設備(取付管を含む。)その他管理者が必要と認める設備(以下この条において「帰属設備」という。)は、受益者の申出により、市に帰属させることができる。

2 受益者は、前項ただし書の規定により帰属設備を市に帰属させようとする場合は、設置届により届け出なければならない。

3 管理者は、区域外流入により、公共下水道の維持管理に支障を与えるおそれがあると認めるときは、受益者に対し、必要な指示を行うことができる。

(令二上下水道局規程三・一部改正)

(受益者の地積)

第八条 条例第四条に規定する受益者が負担する分担金の算定基準となる土地の地積は、公簿による。ただし、公簿によりがたいとき、又は管理者が必要と認めるときは、実測によることができる。

(令二上下水道局規程三・一部改正)

(受益者の申告)

第九条 第六条第二項に規定する検査済証の交付を受けた受益者は、管理者の定める期日までに、下水道事業受益者申告書（第六号様式）を管理者に提出しなければならない。この場合において、受益者が条例第二条第二号ただし書に規定する受益者（以下「権利者」という。）であるときは、土地の所有者と連署して提出しなければならない。

2 前項の場合において、同一の土地について二人以上の受益者があるときは、代表者を定め、代表者が申告しなければならない。

3 管理者は、前二項の規定による申告のないとき又は申告の内容が事実と異なる認められるときは、申告によらないで受益者を認定することができる。

4 受益者は、申告の内容に変更が生じたときは、速やかに、管理者にその旨を申告しなければならない。

（令二上下水道局規程三・一部改正）

（端数計算）

第十条 条例第四条に規定する受益者が負担する分担金の額を計算する場合において、その額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 第十四条に規定する還付又は充当加算金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる分担金の額に千円未満の端数があるとき又はその分担金の全額が二千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

3 還付又は充当加算金の確定金額に百円未満の端数があるとき又はその全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

（分担金の額等の通知）

第十一条 条例第五条第二項の規定による分担金の額及び納期限の通知は、下水道事業受益者分担金決定通知書（第七号様式）（以下「決定通知書」という。）によるものとする。

2 管理者は、分担金の額に変更があった場合は、下水道事業受益者分担金更正決定通知書（第八号様式）により通知するものとする。

（令二上下水道局規程三・一部改正）

（分担金の納付）

第十二条 条例第五条第二項に規定する納期限は、決定通知書を発する日の属する月の末日とする。

- 2 分担金は、下水道事業受益者分担金納入通知書兼領収書（第九号様式）により一括して納付しなければならない。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

（令二上下水道局規程三・一部改正）

（過誤納金の取扱い）

第十三条 管理者は、受益者の過誤納に係る徴収金（以下「過誤納金」という。）があるときは、遅滞なく還付するものとする。ただし、当該受益者の未納に係る徴収金があるときは、過誤納金をその未納に係る徴収金に充当することができる。

- 2 管理者は、前項の規定により過誤納金を還付し、又は充当するときは、遅滞なくその旨を当該受益者に対し、下水道事業受益者分担金過誤納金還付（充当）通知書（第十号様式）により通知するものとする。

（令二上下水道局規程三・一部改正）

（還付又は充当加算金）

第十四条 管理者は、前条第一項の規定により過誤納金を還付し、又は徴収金に充当する場合には、その過誤納金が納付された日の翌日から還付のため支出を決定した日又は充当した日までの期間に応じ、その金額に年七・三パーセントを乗じて計算した金額に相当する加算金をその還付又は充当すべき金額に加算するものとする。

（令二上下水道局規程三・一部改正）

（分担金の徴収猶予）

第十五条 条例第七条の規定により分担金の徴収猶予を受けようとする者は、下水道事業受益者分担金徴収猶予申請書（第十一号様式）を管理者に提出しなければならない。この場合において、当該申請書を決定通知書を受け取った日以後に提出する場合は、当該決定通知書を受け取った日又は徴収猶予の理由が発生した日から三十日以内に提出しなければならない。

- 2 管理者は、前項の申請書の提出があったときは、別表の下水道事業受益者分担

金徴収猶予基準に基づき、その適否を審査決定し、下水道事業受益者分担金徴収猶予決定通知書（第十二号様式）により申請者に通知するものとする。

- 3 分担金の徴収猶予を受けた者は、その理由が消滅したときは、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。

（令二上下水道局規程三・一部改正）

（分担金の減免）

第十六条 条例第八条第一項の規定により準用する防府市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例（昭和四十六年防府市条例第二十八号。以下「負担金条例」という。）第八条の規定により分担金の減免を受けようとする者は、下水道事業受益者分担金減免申請書（第十三号様式）を管理者に提出しなければならない。この場合において、当該申請書を決定通知書を受け取った日以後に提出する場合は、当該決定通知書を受け取った日から三十日以内に提出しなければならない。

- 2 管理者は、前項の申請書の提出があったときは、次項に定める減免基準に基づき、その適否を審査決定し、下水道事業受益者分担金減免決定通知書（第十四号様式）により申請者に通知するものとする。
- 3 防府市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例施行規程（平成二十三年防府市水道局規程第五号。以下「負担金規程」という。）別表第三の規定は、分担金の減免基準について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

下水道事業受益者負担金減免基準	下水道事業受益者分担金減免基準
条例第八条第二項第一号	条例第八条で準用する負担金条例第八条第二項第一号
条例第八条第二項第二号	条例第八条で準用する負担金条例第八条第二項第二号
条例第八条第二項第三号	条例第八条で準用する負担金条例第八条第二項第三号
条例第八条第二項第四号	条例第八条で準用する負担金条例第八条第二項第

	四号
認められる受益者	認められる受益者であってその状況により特に分担金を減免する必要があると認められるもの
条例第八条第二項第五号	条例第八条で準用する負担金条例第八条第二項第五号
条例第八条第二項第六号	条例第八条で準用する負担金条例第八条第二項第六号

- 4 分担金の減免を受けた者は、第一項に規定する申請書の内容に変更が生じた場合は、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。

(令二上下水道局規程三・一部改正)

(賦課徴収に関する事務の委任)

第十七条 負担金規程第十三条の規定は、分担金の賦課徴収に関する事務の委任について準用する。この場合において、同条中「負担金」とあるのは「分担金」と読み替えるものとする。

(受益者の変更)

第十八条 受益者の変更があったときは、その当事者は、変更があった日から三十日以内に下水道事業受益者異動申告書（第十五号様式）を管理者に提出しなければならない。この場合において、当事者が権利者であるときは、当該申告書に土地所有者の連署を要するものとする。

- 2 納期限までに前項の申告書の提出があったときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとし、従前の受益者に係る負担義務の消滅については、下水道事業受益者分担金更正決定通知書（第八号様式）により通知するものとする。ただし、当該届出の日までに納期限を経過している分担金については、従前の受益者が納付するものとする。

- 3 第十一条及び第十二条第二項の規定は、新たに受益者となった者が納付すべき分担金の額及び納期限の通知について準用する。

(令二上下水道局規程三・一部改正)

(納付代理人の申告)

第十九条 受益者は、市内に住所、居所又は事務所を有しないとき又は有しなくなったときは、遅滞なく、受益者に代わって分担金の納付に関する事項を処理させるため、市内に住所を有し独立の生計を営む者のうちから納付代理人を定め、下水道事業受益者分担金納付代理人申告書（第十六号様式）を管理者に提出しなければならない。納付代理人又は納付代理人の住所を変更したときも同様とする。

（令二上下水道局規程三・一部改正）

（督促）

第二十条 条例第八条第二項においてその例によることとされる防府市税外諸歳入金に対する督促等に関する条例（昭和三十二年防府市条例第三十一号。以下「督促等に関する条例」という。）第三条第一項の規定により行う督促は、下水道事業受益者分担金督促状兼領収書（第十七号様式）による。

（延滞金の減免）

第二十一条 条例第八条第二項においてその例によることとされる督促等に関する条例第五条第三項の規定により延滞金を減免する場合は、次に掲げるとおりとする。

- 一 受益者が死亡したとき。
- 二 受益者が公の生活扶助を受けているときその他これに準ずる特別の事情があると認められるとき。
- 三 受益者である法人が解散し、又は受益者が破産手続開始の決定を受けたとき。
- 四 決定通知書の送達の実を受益者において知ることができない正当な理由があるとき。
- 五 その他前各号に掲げるもののほかこれらに類する特別の事情があるとき。

（遵守事項）

第二十二条 受益者は、この規程に定めるもののほか、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）その他の下水道に関する法令を遵守しなければならない。

（その他）

第二十三条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者がその都度定める。

(令二上下水道局規程三・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この規程は、平成二十八年七月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 第四項の規定による改正前の防府市都市計画下水道事業等受益者負担に関する条例施行規程（平成二十三年防府市水道局規程第五号）の規定の適用を受けていた者に対する分担金については、なお従前の例による。

(還付又は充当加算金の割合の特例)

- 3 当分の間、第十四条に規定する還付又は充当加算金の年七・三パーセントの割合は、この規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合とする。

附 則（令和二年三月二六日上下水道局規程第三号）抄

(施行期日)

- 1 この規程は、令和二年四月一日から施行する。

(様式の改正に伴う経過措置)

- 3 この規程施行の際、従前の規定により定められた印刷物で残存するものについては、適宜修正の上使用することができる。

別表（第十五条関係）

(令二上下水道局規程三・一部改正)

下水道事業受益者分担金徴収猶予基準

該当条項	徴収猶予基準	被害等の程度	猶予期間	備考
条例第七条	災害等により家屋に被害を受けた受益者（火災については焼失割合とし、	三〇%以上	六月以内	
		五〇%以上	一年以内	
		一〇〇%	二年以内	

風水害については破壊割合とする。)			
盗難にあった受益者	一〇万円以上	六月以内	
	三〇万円以上	一年以内	
	五〇万円以上	一年六月以内	
	一〇〇万円以上	二年以内	
受益者又は同居の親族が病気又は事故等により長期療養を必要とする場合	一年以上	二年以内	
その他特に管理者が認めた受益者		管理者が必要と認める期間	

第1号様式（第2条関係）

公共下水道事業計画区域外流入許可申請書

年 月 日

（宛先）防府市上下水道事業管理者

申請者 住 所

氏 名 ㊞
（電 話 ）

事業計画区域外から公共下水道に下水を流入したいので、防府市公共下水道区域外流入受益者分担金に関する条例施行規程第2条の規定により申請します。

流入地番	
面 積	
着手予定日	年 月 日
工 事 業 者	住 所 代表者（電 話 ）
備 考	

添付書類

- 1 位置図
- 2 配置図
- 3 配管設計図
- 4 地籍図

第2号様式（第3条関係）

公共下水道事業計画区域外流入許可書

第 号
年 月 日

様

防府市上下水道事業管理者



年 月 日に申請のあった公共下水道事業計画区域外流入については、下記のとおり許可します。

記

1 流入地番

2 面 積

3 条 件

※ 防府市公共下水道区域外流入受益者分担金に関する条例第4条の規定により算定された額を分担金として納付すること（分担金は、登記簿面積で計算します。）。

※ 接続後は、防府市下水道条例第17条の規定により算定された額を使用料として納付すること。

※ 防府市公共下水道区域外流入受益者分担金に関する条例その他の法令を遵守すること。

第3号様式（第5条関係）

公共下水道取付管工事着手届

年 月 日

（宛先）防府市上下水道事業管理者

住 所

氏 名 ㊟

下記工事について、 年 月 日に着手しますので、防府市公共下水道区域外流入受益者分担金に関する条例施行規程第5条第1項の規定により届け出ます。

記

1 工事場所

2 工事期間 自 年 月 日
至 年 月 日

3 工事名称

公共下水道取付管布設工事

4 備 考

- （1）工事完了後、10日以内に実績（写真・図面）を提出します。
- （2）舗装復旧については、永年補修します。

第4号様式（第6条関係）

公共下水道取付管工事完了届

年 月 日

（宛先）防府市上下水道事業管理者

住 所

氏 名 ⑩

下記工事について、 年 月 日に完了しましたので、防府市公共下水道区域外流入受益者分担金に関する条例施行規程第6条第1項の規定により届け出ます。

記

1 工事場所

2 工事期間 自 年 月 日

至 年 月 日

3 工事名称

公共下水道取付管布設工事

公共下水道取付管設置届

（写真）

年 月 日

（宛先） 防府市上下水道事業管理者

住 所
氏 名
電 話
Ⓜ

上流マンホールからの距離
土地所有者

市街化調整区域の下記土地に公共下水道の汚水取付管を設置したので、防府市公共下水道区域外流入受益者分担金に関する条例施行規程第6条第1項の規定により届け出ます。

- 敷地境界線からの寸法（2方向）写真を貼る。
 - 汚水取付管設置後2部作成し、設置者と防府市上下水道局がそれぞれ1部ずつ保有する。
 - 汚水取付管設置測点を記入すること。

記

- 1 万一事情の変化等により汚水取付管の位置を変更する事態が発生したときは、市及び関係者の承諾を得て、自己の負担によって処置します。

2 汚水取付管に損傷を与えた場合は、速やかに防府市上下水道局に連絡するとともに自己の負担により復旧します。

3 市道に係る部分の排水設備（取付管を含む。）は、市に帰属させます。
氏 名 Ⓜ

4 土地の所有権を他に譲渡した場合は、その譲受人に対し上記内容を承継します。

5 設置場所（図面参照）
防府市

	住 所	氏 名	印
土地所有者			
建物所有者			

第 6 号様式（第 9 条関係）

（表面）

下水道事業受益者申告書

(宛先)防府市上下水道事業管理者

年 月 日

住所・氏名	様方
	様

土地所有者(代表者)

受益者(代表者)

住	(〒 —)	住	(〒 —)
所		所	
氏	Ⓜ	氏	Ⓜ
名		名	
電話	局 番	電話	局 番

防府市公共下水道区域外流入受益者分担金に関する条例施行規程第 9 条の規定により申告します。

連番	町 名	地 番	地 目	地 積	土地所有者以外の者の権利		摘 要
					権 利 の 種 類	地 積	
				m ²	地 上 権・質 権 使用貸借・貸 借	m ²	
				m ²	地 上 権・質 権 使用貸借・貸 借	m ²	
				m ²	地 上 権・質 権 使用貸借・貸 借	m ²	
				m ²	地 上 権・質 権 使用貸借・貸 借	m ²	
				m ²	地 上 権・質 権 使用貸借・貸 借	m ²	
				m ²	地 上 権・質 権 使用貸借・貸 借	m ²	
				m ²	地 上 権・質 権 使用貸借・貸 借	m ²	
				m ²	地 上 権・質 権 使用貸借・貸 借	m ²	
				m ²	地 上 権・質 権 使用貸借・貸 借	m ²	

※ 裏面をよく読んで記入してください。

(裏面)

申告するときの注意

- 1 表記の土地について土地の所有者が受益者でない場合は、土地の所有者と受益者は連署して申告してください。
- 2 同一の土地について2人以上の所有者があるときは、下記の土地所有者欄に連署押印し、代表者（表に記入）を定めて申告してください。
- また、同一の土地について2人以上の受益者があるときは、下記の受益者欄に連署押印し、代表者（表に記入）を定めて申告してください。
- 3 表記の土地の一部について受益者が相違する場合は、該当する土地の「摘要」欄に受益者氏名を記入してください。この場合、下記の受益者欄にも連署押印をお願いします。
- 4 「地目」の欄で現況と相違する場合は、「摘要」の欄に現況〇〇と記入してください。
- 5 この申告書を提出されないときは、土地の所有者を受益者と認定して賦課することになります。
- 6 所有権移転等で異動が生じた場合は、防府市上下水道局 に届け出てください。

土地所有者	住所氏名			
		㊦	㊦	㊦
受益者	住所氏名			
		㊦	㊦	㊦

（表面）

下水道事業受益者分担金決定通知書

年 月 日

住所・氏名	様方 様

下水道事業受益者分担金の額を決定しましたので、防府市公共下水道区域外流入
受益者分担金に関する条例第5条第2項の規定により通知します。

防府市上下水道事業管理者 印

受益地の内訳				
連番	町内	地番	地目	地積
				m ²
				m ²
				m ²
				m ²
				m ²
				m ²
				m ²
				m ²
				m ²
				m ²

※ 裏面もご覧ください。

受益地積		単位分担金額	
m ²		円/m ²	
分担金総額	減免額	分担金決定額	
円	円	円	

(裏面)
注 意 事 項

- 1 分担金の納期限は、この通知書を発した日の属する月の末日です。納入通知書により納付してください。
- 2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、防府市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。また、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に防府市を被告(代表者 防府市上下水道事業管理者)として提起することができます。ただし、この期間内であっても、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ずに提起することができます。
- 3 売買・その他の理由により受益者に変更があった場合は、速やかに下水道事業受益者異動申告書を提出してください。
- 4 受益者が市内に居住していないとき、又は居住しなくなったときは、納付代理人を選任して下水道事業受益者分担金納付代理人申告書を提出してください。
- 5 この分担金についてご不明な点、あるいは詳細についてのお問合せは、防府市上下水道局 までご連絡ください。

第8号様式 (第11条、第18条関係)

通知書番号					
下水道事業受益者分担金更正決定通知書					
受益者 住 所 氏 名		年 月 日			
様		印			
防府市上下水道事業管理者					
年 月 日付けで申告のあった受益者の変更に基づいて次のとおり更正決定したので、防府市公共下水道区域外流入受益者分担金に関する条例施行規程第 条第 項の規定により通知します。					
更 正 前			更 正 後		
土地の所在	地 積	分担金額	土地の所在	地 積	分担金額
	m ²			m ²	
合 計		円	合 計		円

注1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、防府市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

2 この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に防府市を被告(代表者 防府市上下水道事業管理者)として提起することができます。ただし、この期間内であっても、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 なお、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ずに提起することができます。

(その1)

<table><tr><td>口座番号</td><td></td></tr><tr><td>加入者名</td><td>防府市上下水道事業管理者</td></tr></table> 下水道事業受益者分担金納付書兼収納済通知書 ㊟	口座番号		加入者名	防府市上下水道事業管理者	<table><tr><td>口座番号</td><td></td></tr><tr><td>加入者名</td><td>防府市上下水道事業管理者</td></tr></table> 下水道事業受益者分担金納付書 ㊟	口座番号		加入者名	防府市上下水道事業管理者	<table><tr><td>口座番号</td><td></td><td>加入者名</td><td>防府市上下水道事業管理者</td></tr></table> 年度 下水道事業受益者分担金納入通知書兼領収書 ㊟	口座番号		加入者名	防府市上下水道事業管理者																						
口座番号																																				
加入者名	防府市上下水道事業管理者																																			
口座番号																																				
加入者名	防府市上下水道事業管理者																																			
口座番号		加入者名	防府市上下水道事業管理者																																	
<table><tr><td>納期限</td><td></td></tr><tr><td>通知書番号</td><td></td></tr><tr><td>分担金額</td><td>円</td></tr><tr><td></td><td>円</td></tr><tr><td>合計</td><td>円</td></tr></table> 左記の金額を収納しました。 (短先) 防府市上下水道事業企業出納員 <table><tr><td>取りまとめ金融機関</td><td></td></tr><tr><td>取りまとめ店</td><td></td></tr></table> (上下水道局保管用)	納期限		通知書番号		分担金額	円		円	合計	円	取りまとめ金融機関		取りまとめ店		<table><tr><td>納期限</td><td></td></tr><tr><td>通知書番号</td><td></td></tr><tr><td>分担金額</td><td>円</td></tr><tr><td></td><td>円</td></tr><tr><td>合計</td><td>円</td></tr></table> 上記の金額を納付します。 <table><tr><td>日</td><td>付</td><td>印</td></tr></table> (取扱金融機関保管用)	納期限		通知書番号		分担金額	円		円	合計	円	日	付	印	右記、下水道事業受益者分担金を納期限までにお支払いください。 この領収書は、5年間大切に保存してください。 <table><tr><td>賦課年度</td><td></td></tr><tr><td>負担区</td><td></td></tr></table> 年 月 日 防府市上下水道事業管理者 <table><tr><td>日</td><td>付</td><td>印</td></tr></table> (納付者保管用)	賦課年度		負担区		日	付	印
納期限																																				
通知書番号																																				
分担金額	円																																			
	円																																			
合計	円																																			
取りまとめ金融機関																																				
取りまとめ店																																				
納期限																																				
通知書番号																																				
分担金額	円																																			
	円																																			
合計	円																																			
日	付	印																																		
賦課年度																																				
負担区																																				
日	付	印																																		

(その2)

受益者分担金について

- 1 この分担金は、防府市公共下水道区域外流入受益者分担金に関する条例に基づいて下水道法第4条第1項の規定による事業計画に定めた予定処理区域外の区域で同条例第2条第1項第2号に規定する土地の所有者又は権利者に賦課されるものです。
- 2 この通知書を破ったりなくしたときは、防府市上下水道局に申し出て下さい。
- 3 この領収書は、5年間大切に保存してください。

納付場所

お問合せ先

第10号様式（第13条関係）

下水道事業受益者分担金過誤納金還付（充当）通知書							
							年 月 日
受益者 住 所 氏 名 様							
防府市上下水道事業管理者							印
あなたが納付された下水道事業受益者分担金については、次のとおり 還付 充当 しますので、防府市公共下水道区域外流入							
受益者分担金に関する条例施行規程第13条第2項の規定により通知します。							
還 付 内 訳	通知書番号	期別	納付年月日	納付額	正当額	延滞金	過納額
				円	円	円	円
	合計						
	還付理由				還付加算金	円	
					充当前還付金額	円	
充 当 内 訳	通知書番号	期別	未納額	延滞金	計	充当額	残額
			円	円	円	円	円
				充当額		円	
					差引還付額	円	

- 注1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、防府市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に防府市を被告（代表者 防府市上下水道事業管理者）として提起することができます。ただし、この期間内であっても、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 なお、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ずに提起することができます。

第 1 1 号様式（第 1 5 条関係）

通知書番号	
-------	--

下水道事業受益者分担金徴収猶予申請書

年 月 日

（宛先） 防府市上下水道事業管理者

受益者
 住 所
 氏 名

㊤

次の理由により、下水道事業受益者分担金の徴収猶予を受けたいので、防府市公共下水道区域外流入受益者分担金に関する条例施行規程第 1 5 条第 1 項の規定により申請します。

受益地の所在	地 目	面 積	金 額
		m ²	円

徴収猶予の期間

年 月 日 ～ 年 月 日

申請理由

.....

.....

.....

	通知書番号	
下水道事業受益者分担金徴収猶予決定通知書		
年 月 日		
受益者 住 所 氏 名	様	
防府市上下水道事業管理者 印		
年 月 日付けで申請のあった下水道事業受益者分担金の徴収猶予について、次のとおり決定したので防府市公共下水道区域外流入受益者分担金に関する条例施行規程第 15 条第 2 項の規定により通知します。		
決 定 の 内 容	徴収猶予する・徴収猶予しない	
受益地の所在	地 目	面 積
		m ²
		円
徴収猶予期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
理 由 : _____ _____ _____		

- 24/32

第 1 3 号様式（第 1 6 条関係）

通知書番号			
-------	--	--	--

下水道事業受益者分担金減免申請書

年 月 日

(宛先) 防府市上下水道事業管理者

受益者
住 所
氏 名

㊤

次の理由により、下水道事業受益者分担金の減免を受けたいので、防府市公共下水道区域外流入受益者分担金に関する条例施行規程第 1 6 条第 1 項の規定により申請します。

受 益 地 の 所 在	地 目	面 積	減免申請面積
		m ²	m ²

申請理由

.....

.....

.....

.....

.....

	通知書番号				
下水道事業受益者分担金減免決定通知書					
		年 月 日			
受益者 住 所 氏 名	様				
防府市上下水道事業管理者		印			
年 月 日付けで申請のあった下水道事業受益者分担金の減免について、次のとおり決定したので防府市公共下水道区域外流入受益者分担金に関する条例施行規程第 1 6 条第 2 項の規定により通知します。					
決 定 の 内 容	減 免 す る ・ 減 免 し な い				
理 由： 条例第 8 条で準用する防府市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例 第 8 条第 2 項第 号に該当					
受 益 地 の 所 在	地 目	面 積	賦 課 額	減 免 額	減 免 率
		㎡	円	円	%

- 26/32

第15号様式（第18条関係）

旧通知書番号	新通知書番号
--------	--------

下水道事業受益者異動申告書

年 月 日

（宛先）防府市上下水道事業管理者

新受益者
住 所
氏 名

連絡先 () —

旧受益者
住 所
氏 名

連絡先 () —

土地所有者
住 所
氏 名

連絡先 () —

㊞

㊞

㊞

防府市公共下水道区域外流入受益者分担金に関する条例施行規程第18条第1項の規定により申告します。

土 地 の 所 在	地目	地 積 m²	異 動 年 月 日	権利の存続 期間	異動の理由

備考1 この申告書は、異動のあった日から30日以内に提出してください。

2 当事者が土地所有者以外の者であるときは、土地所有者と連署してください。

通知書番号			
-------	--	--	--

下水道事業受益者分担金納付代理人申告書

年 月 日

(宛先) 防府市上下水道事業管理者

受益者

住 所

氏 名

㊞

防府市公共下水道区域外流入受益者分担金に関する条例施行規程第 1 9 条の規定により次のとおり選定したので申告します。

区分	☐ 選定	新 納 付 代 理 人	旧 納 付 代 理 人
		住所	住所
	☐ 変更	氏名	氏名

受益地

土 地 の 所 在	地 目	地 積	分 担 金 額
		m ²	円

（その1）

<table><tr><td>口座番号</td><td></td></tr><tr><td>加入者名</td><td>防府市上下水道事業管理者</td></tr></table> 下水道事業受益者 分担金 納付書兼収納済通知書 ㊟ 年度	口座番号		加入者名	防府市上下水道事業管理者	<table><tr><td>口座番号</td><td></td></tr><tr><td>加入者名</td><td>防府市上下水道事業管理者</td></tr></table> 下水道事業受益者 分担金 納付書 ㊟ 年度	口座番号		加入者名	防府市上下水道事業管理者	<table><tr><td>口座番号</td><td></td><td>加入者名</td><td>防府市上下水道事業管理者</td></tr><tr><td>年度</td><td>下水道事業受益者</td><td>分担金</td><td>督促状兼領収書 ㊟</td></tr></table> <table><tr><td>納期限</td><td></td></tr><tr><td>通知書番号</td><td></td></tr><tr><td>分担金額</td><td>円</td></tr><tr><td>延滞金</td><td>円</td></tr><tr><td>合計</td><td>円</td></tr></table> 上記の金額を納付します。 賦課年度 負担区	口座番号		加入者名	防府市上下水道事業管理者	年度	下水道事業受益者	分担金	督促状兼領収書 ㊟	納期限		通知書番号		分担金額	円	延滞金	円	合計	円	<table><tr><td>納期限</td><td></td></tr><tr><td>通知書番号</td><td></td></tr><tr><td>分担金額</td><td>円</td></tr><tr><td>延滞金</td><td>円</td></tr><tr><td>合計</td><td>円</td></tr></table> 右記の金額が滞納となっていますので、至急、納付してください。 年 月 日 防府市上下水道事業管理者 （納付者保管用）	納期限		通知書番号		分担金額	円	延滞金	円	合計	円
口座番号																																							
加入者名	防府市上下水道事業管理者																																						
口座番号																																							
加入者名	防府市上下水道事業管理者																																						
口座番号		加入者名	防府市上下水道事業管理者																																				
年度	下水道事業受益者	分担金	督促状兼領収書 ㊟																																				
納期限																																							
通知書番号																																							
分担金額	円																																						
延滞金	円																																						
合計	円																																						
納期限																																							
通知書番号																																							
分担金額	円																																						
延滞金	円																																						
合計	円																																						
<table><tr><td>納期限</td><td></td><td>左記の金額を収納しました。 (短先)</td></tr><tr><td>通知書番号</td><td></td><td>防府市上下水道事業企業出納員</td></tr><tr><td>分担金額</td><td>円</td><td>日 付 印</td></tr><tr><td>延滞金</td><td>円</td><td></td></tr><tr><td>合計</td><td>円</td><td></td></tr><tr><td>取りまとめ金融機関</td><td></td><td></td></tr><tr><td>取りまとめ店</td><td></td><td>(上下水道局保管用)</td></tr></table>	納期限		左記の金額を収納しました。 (短先)	通知書番号		防府市上下水道事業企業出納員	分担金額	円	日 付 印	延滞金	円		合計	円		取りまとめ金融機関			取りまとめ店		(上下水道局保管用)	<table><tr><td>納期限</td><td></td></tr><tr><td>通知書番号</td><td></td></tr><tr><td>分担金額</td><td>円</td></tr><tr><td>延滞金</td><td>円</td></tr><tr><td>合計</td><td>円</td></tr></table> 上記の金額を納付します。 （取扱金融機関保管用）	納期限		通知書番号		分担金額	円	延滞金	円	合計	円							
納期限		左記の金額を収納しました。 (短先)																																					
通知書番号		防府市上下水道事業企業出納員																																					
分担金額	円	日 付 印																																					
延滞金	円																																						
合計	円																																						
取りまとめ金融機関																																							
取りまとめ店		(上下水道局保管用)																																					
納期限																																							
通知書番号																																							
分担金額	円																																						
延滞金	円																																						
合計	円																																						

(その2)

※ この督促状を発した日から起算して10日以内に納付してください。

この督促状がお手元に届く前に金融機関等に納付されている場合でも、市に取納されるまでに数日を要することがあります。
行き違いが生じた場合は、あしからず御了承ください。

お問合せ先

納付場所

延滞金

納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、分担金額（100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。）に年14.6%（督促状を発した日から起算して10日を経過した日以前の期間については、年7.3%）の割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6%の割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とします。）を乗じて計算した金額（100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。）を徴収します。

ご注意

この督促状を発した日から起算して10日を経過した日までで完納されないときは、地方税の滞納処分の例により財産差押を受けなければならないことになります。

審査請求及び処分の取消しの訴え

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、防府市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この期間内であっても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。また、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に防府市を被告（代表者 防府市上下水道事業管理者）として提起することができます。ただし、この期間内であっても、審査請求に対する裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ずに提起することができます。

第 1 号様式（第 2 条関係）

（令 2 上下水道局規程 3 ・ 一部改正）

第 2 号様式（第 3 条関係）

（令 2 上下水道局規程 3 ・ 一部改正）

第 3 号様式（第 5 条関係）

（令 2 上下水道局規程 3 ・ 一部改正）

第 4 号様式（第 6 条関係）

（令 2 上下水道局規程 3 ・ 一部改正）

第 5 号様式（第 6 条関係）

（令 2 上下水道局規程 3 ・ 一部改正）

第 6 号様式（第 9 条関係）

（令 2 上下水道局規程 3 ・ 一部改正）

第 7 号様式（第 1 1 条関係）

（令 2 上下水道局規程 3 ・ 一部改正）

第 8 号様式（第 1 1 条、第 1 8 条関係）

（令 2 上下水道局規程 3 ・ 一部改正）

第 9 号様式（第 1 2 条関係）

（令 2 上下水道局規程 3 ・ 全改）

第 1 0 号様式（第 1 3 条関係）

（令 2 上下水道局規程 3 ・ 一部改正）

第 1 1 号様式（第 1 5 条関係）

（令 2 上下水道局規程 3 ・ 一部改正）

第 1 2 号様式（第 1 5 条関係）

（令 2 上下水道局規程 3 ・ 一部改正）

第 1 3 号様式（第 1 6 条関係）

（令 2 上下水道局規程 3 ・ 一部改正）

第 1 4 号様式（第 1 6 条関係）

（令 2 上下水道局規程 3 ・ 一部改正）

第 1 5 号様式 (第 1 8 条関係)

(令 2 上下水道局規程 3 ・ 一部改正)

第 1 6 号様式 (第 1 9 条関係)

(令 2 上下水道局規程 3 ・ 一部改正)

第 1 7 号様式 (第 2 0 条関係)

(令 2 上下水道局規程 3 ・ 全改)